

市第 117 号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項中「前項第1号に掲げる扶養親族については14,000

円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族」を「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行7級職員等」という。））にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。））」に、「6,500円」を「10,000円」に改める。

第10条第1項中「者に扶養親族」の次に「（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」を加え、「場合又は」を「場合、行8級職員等から行8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は」に、「次に掲げる各号の1に該当する」を「次のいずれかに掲げる」に改め、「その旨」の次に「（新たに職員となった者に扶養親族たる子がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合（扶養親族たる子としての要件を具備するに至った者がある場合に限る。））において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。））」を加え、同項第1号中「場合」の次に「（行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」を加え、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、「に至った場合」の次に「及び行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号中「扶養親族（配偶者を除く。））」を「扶養親族たる子」に改め、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（行8級職員等にあつては、扶

養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行8級職員等から行8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行8級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「行8級職員等以外の職員から行8級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行8級職員等となった日」を加え、「の扶養親族」の次に「（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に、「（扶養親族（配偶者を除く。）で同項」を「（扶養親族たる子で第1項」に、「扶養親族たる配偶者」を「前条第2項第1号に

該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）に、「至った場合における当該扶養親族」を「至った場合における当該扶養親族たる子」に、「及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族（配偶者を除く。）」を「、第2号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子）に、「なった場合における当該扶養親族に係る」を「なった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定に限る。）又は第3号若しくは第5号に掲げる事実が生じた場合における」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養手当を受けている職員について第1項第3号に掲げる事実が生じた場合
- (4) 扶養手当を受けている職員について第1項第4号に掲げる事実が生じた場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行7級職員等が行7級職員等及び行8級職員等以外の職員となった場合

- (7) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のもので行8級職員等となった場合
- (8) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員等及び行8級職員等以外のもので行7級職員等となった場合
- (9) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第22条第1項中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この条例による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第1項ただし書の規定は適用せず、新条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行7級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」

とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については12,500円（行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては10,500円、行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行7級職員等」という。）にあっては11,500円）、同項第2号」と、「10,000円」とあるのは「7,500円」と、「11,500円）」とあるのは「11,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行8級職員等にあっては5,000円、行7級職員等にあっては6,000円）（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうちの1人については10,500円（行8級職員等にあっては9,000円、行7級職員等にあっては9,500円））」と、同条第1項中「扶養親族（行8級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行8級職員等から行8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「扶養親族たる子が」とあるのは「扶養親族が」と、「場合（扶養親族たる子としての要件を具備するに至った者がある場合に限る。））」とあるのは「場合」と、同項第1号中「場合（行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあるのは「場合」と、同

項第2号中「場合及び行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同項第3号及び第4号中「扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」と、同条第2項中「扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）が」とあるのは「扶養親族が」と、「なった日、行8級職員等から行8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行8級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「に扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項」とあるのは「に扶養親族で前項」と、「死亡した日、行8級職員等以外の職員から行8級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行8級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、「の扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「の扶養親族」と、同条第3項中「前条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「改定を」とあるのは「改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を」と、「配偶者

で第1項」とあるのは「配偶者で同項」と、「改定に限る。）又は第3号若しくは第5号」とあるのは「改定並びに扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定に限る。）又は第3号」と、同項第2号中「扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第5号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、同項第7号中「もの及び扶養親族たる子」とあるのは「もの」とする。

3 前項の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における新条例の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」とあるのは「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」と、「12,500円」とあるのは「10,500円」と、「あつては10,500円」とあるのは「あつては7,000円」と、「あつては11,500円」とあるのは「あつては9,000円」と、「7,500円」とあるのは「8,500円」と、「5,000円」とあるのは「3,500円」と、「6,000円」とあるのは「5,500円」と、「つては10,500円」とあるのは「つては9,500円」と、「9,000円」とあるのは「6,000円」と、「9,500円」とあるのは「7,500円」とする。

4 附則第2項の規定は、平成32年4月1日から平成33年3月31日

までの間における新条例の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」とあるのは「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」と、「12,500円」とあるのは「8,500円」と、「あつては10,500円」とあるのは「あつては3,500円」と、「あつては11,500円」とあるのは「あつては6,500円」と、「7,500円」とあるのは「9,500円」と、「5,000円」とあるのは「2,000円」と、「6,000円」とあるのは「4,500円」と、「ついては10,500円」とあるのは「ついては8,000円」と、「9,000円」とあるのは「3,000円」と、「9,500円」とあるのは「5,500円」とする。

提 案 理 由

昨年10月に本市人事委員会から、本市職員の扶養手当について改定を行うよう勧告があったので、これを尊重し、かつ、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮して、扶養手当の額を改定する等のため、横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていることを任命権者が承認した者とする。

（第1号省略）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及
び孫

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) (本文省略)

(5) (本文省略)

(6) (本文省略)

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職

員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行7級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき $\frac{10,000}{6,500}$ 円（職員に配偶者がいない場合）にあっては、そのうちの1人については11,500円）とする。

（第4項省略）

第10条 新たに職員となった者に扶養親族（行8級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行8級職員等から行8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族たる子がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合（扶養親族たる子としての要件を具備するに至った者がある場合に限る。）において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

- (3) 扶養親族たる子
扶養親族（配偶者を除く。）がある職員が配偶者のない職員
となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子
扶養親族（配偶者を除く。）がある職員が配偶者を有するに
至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行8級職員等から行8級職員等以外
の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合
においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行8級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に
同項第1号
前項第1号に掲げる事実が生じたときは
生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、行8級職員等以外の職員から行8級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行8級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全て
すべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつ

て終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次のいずれかに掲げる事実が生じた
これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げ
る事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同
項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を
欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3
号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族
たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある
子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、そ
の事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日
これらの）であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。
- 前項ただし書の規定は、第1号
扶養手当を受けている職員に更に第1項
第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項
（扶養親族（配偶者を除く。））で同項
ものがある職員で配偶者のないものが前条第2項第1号に該当す
る扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）を有するに
至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額
至った場合における当該扶養親族
の改定を除く。）、第2号に掲げる事実が生じた場合における扶
及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族
養手当の支給額の改定（扶養親族たる配偶者で第1項の規定によ
（配偶者を除く。）
る届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に
係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当
なった場合における当
該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定に限る。）又は
該扶養親族に係る

第3号若しくは第5号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養手当を受けている職員について第1項第3号に掲げる事実が生じた場合

(4) 扶養手当を受けている職員について第1項第4号に掲げる事実が生じた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行7級職員等が行7級職員等及び行8級職員等以外の職員となった場合

(7) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(8) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員等及び行8級職員等以外のものが行7級職員等となった場合

(9) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもの

のうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子とな
った場合

(休職者の給与)

第22条 職員が、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項
第10条第2項において準用される場合を含む。）の適用を受ける場合を除くほか、結核性疾患にかかり、横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年3月横浜市条例第8号。以下「分限条例」という。）第2条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、休職にされた日の前日までの在職期間1年以上の者については、その休職期間が満2年に達するまで、休職にされた日の前日までの在職期間1年未満の者については、その休職期間が満1年に達するまで、それぞれこれに給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額を支給する。

(第2項から第5項まで省略)